

資金決済法に基づく表示(資金移動業)\_新旧対照表

変更前 (2021年9月30日版)	変更後 (2022年6月1日版)	説明
<p>2.銀行等が行う為替取引でないことの説明</p> <p>：</p> <p>(4)JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社はみずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。</p> <p>15. 営む資金移動業の種別ならびに履行保証金の算定期間および供託期限</p> <p>：</p> <p>(3)履行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称</p> <p>・株式会社みずほ銀行</p>	<p>2.銀行等が行う為替取引でないことの説明</p> <p>：</p> <p>(4)JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社は日本割賦保証株式会社との間で履行保証金保全契約を締結しています。</p> <p>15. 営む資金移動業の種別ならびに履行保証金の算定期間および供託期限</p> <p>：</p> <p>(3)履行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称</p> <p>・日本割賦保証株式会社</p>	<p>契約相手方の変更</p> <p>契約相手方の変更</p>